長浜市地域除雪作業委託補助事業の概要について

●事業主体

自治会、地域づくり協議会(以下「自治会等」という。)

●補助対象事業

自治会等が生活道路の通行確保のために、業者または自治会等の区域の住民(以下「地域住民」 という。)に委託する機械除雪作業の委託料について補助します。

(補助対象となる路線)

- 1. 除雪指定路線以外の市道
- 2. 車両通行可能な生活道路で沿線におおむね5戸以上の住居を有する路線
- 3. 小中学校の通学路に指定されている路線
- 4. 除雪指定路線に付帯する歩道

(補助対象となる経費)

- 1. 自治会等と業者間または自治会等と地域住民間で委託契約を締結していることが必要です。
- 2. 契約期間は12月1日から3月15日までの期間内で設定するものとします。
- 3. 作業委託料は時間当たりの除雪単価に実稼動時間を乗じた額とし、出動の準備時間及び 待機時間は対象としません。
- 4. 除雪単価については、下表の市が設定する内定単価以内とします。
- 5. 除雪作業の対象になる積雪深は10cm以上とします。

(その他)

1. 自治会館の駐車場等は補助対象にはなりません。

設定単価

委託方法	補助対象となる範囲	時間区分	内定単価(1時間当たり)	
		时间区分	A	В
業者と委託 契約を締結 する場合	単価に作業機械の実可動時 間のみを乗じた金額を補助 対象とします。	昼 間 (8:00~20:00)	市の基準単価	自治会等契約単価
			AとBを比較し安価な方を対象	
		夜 間 (20:00~8:00)	市の基準単価	自治会等契約単価
			AとBを比較し安価な方を対象	
地域住民と 委託契約を 締結する場 合	単価に作業員の実作業時間 を乗じた人件費のみを補助 対象とします。	昼 間 (8:00~20:00)	2,000 円/時間	自治会等契約単価
			AとBを比較し安価な方を対象	
		夜 間 (20:00~8:00)	2,500 円/時間	自治会等契約単価
			AとBを比較し安価な方を対象	

<u>~</u>上記設定単価のため、支払った金額の二分の一の補助金とならない場合があります。

●市補助金額

内定単価(計画書の内容確認後に送付)×実稼動時間×1/2=市補助金額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、実施状況により補助対象額または補助対象時間の上限を設ける場合があります。

●その他

【業者へ委託される場合】

・委託業者の任意保険加入の有無については、契約前に自治会等で確認してください。

【地域住民へ委託される場合】

・作業中の事故は、自治会等で対応していただきますので、傷害保険等への加入をご検討くだ さい。

≪事業の流れについては、裏面をご確認ください。≫

地域除雪作業委託補助事業の流れ

(自治会等) | 地域除雪作業委託事業計画書の提出 | (提出期限:8月31日)

- ○地域除雪作業委託事業計画書
- ○除雪路線図
- ○使用除雪機械写真(機械正面と側面に標記された型式がわかるように撮影した複数 枚の写真を添付してください。業者に委託する場合は、銘板(製造者、型式、製 造年月日等を車体に表示したプレート) の写真若しくは車検証の写しも必要です。)
 - (市) 計画書の内容審査
 - (市) 内定通知書の発送(11月上旬)

(自治会等) │ 道路除雪作業委託契約書写しの提出 │ (提出期限:11月30日)

- ○道路除雪作業委託契約書の写し(委託業者または地域住民の作業員が複数の場合は、 全業者若しくは全作業員との契約書が必要です。)
- ※委託契約書の契約金額が内定通知書記載の内定金額と異なる場合、内定通知書記載 の内定金額での補助金交付となります。
- ※業者と委託契約する際は、必ず代表者印を押印してもらってください(個人印不可)。

(自治会等) | 事業着手(補助金等交付申請書 添付書類の作成)

- ○除雪委託作業の内訳表
- ○除雪日誌
- ※補助金等交付申請書に添付していただく補助金算定の基礎になる大切な資料です。 必ず、除雪機械別に作成し、除雪作業ごとに記録してください。
- ※除雪日誌には、除雪された道路と、除雪機械の両方が写った写真を、1回の除雪作 業につき1枚以上添付してください。

(自治会等) | 補助金等交付申請書の提出 | (提出期限:3月22日)

○補助金等交付申請書

- ○除雪委託作業の内訳表
- ○除雪日誌(※除雪状況写真を忘れずに添付してください。)
- ○請求書の写し
- ○領収書の写し

(市)補助金等交付決定通知書の送付

(自治会等) 補助金等交付請求書の提出

○補助金等交付請求書

(市)補助金の支払 ※5月中旬~下旬

- 【留意事項】・当該計画に変更のある際は、早急に変更計画書をご提出ください。
 - ・補助金のお支払いは、事業完了後となります。
 - ・今年度から様式が変更されています。新しい様式をご使用ください。 各種様式は長浜市ホームページからダウンロードできます。